

平成25年(オ)第804号・平成25年(受)第976号
上告人兼申立人 安野輝子・外20名
被上告人兼相手方 国

2014年(平成26年)7月29日

最高裁判所第一小法廷 御中

上 申 書

上告人兼申立人訴訟代理人
弁護士 大 前 治

1 東京大空襲訴訟と本件は、主張内容および争点が大きく異なる

(1) 防空法制について —— 司法史上はじめての事実主張

本件と同様に第一小法廷に係属していた訴訟として、東京大空襲訴訟(平成24年(オ)第1940号、平成24年(受)第2414号)がある。同訴訟については平成25年5月8日に上告棄却および上告不受理の決定がなされている。

特に留意していただきたいのは、東京大空襲訴訟と本件は、上告人らの主張内容および争点が大きく異なっているという点である。

すなわち、本件上告人らは、①戦時中に被告が実施した防空法制により、国民は空襲をおそれて事前退去することを禁止され、②空襲が起きた際にも避難を禁止されたうえ危険な消火活動を義務付けられ、③空襲の危険性や対処法について徹底した情報統制が行われたので国民が正しい事実を知ることはできず、

これら事実によって国民は危険な状況におかれて空襲被害が拡大したことを主張した。そして、このことは戦後において被告が空襲被災者を救済する立法を制定すべき作為義務の発生の根拠としての先行事実を構成すると主張した。

東京大空襲訴訟においては、これら防空法制については第一審ではまったく主張されなかった。控訴審段階の後半ではじめて防空法制についての主張が追加されたが、提出された証拠は本件提出証拠のごく一部にとどまった。

(2) 防空法制についての多数の証拠を検討していただきたい

防空法制についての立証のため上告人らが裁判所に提出した証拠の点数は、150件を超えている。そこには、国立公文書館の収蔵文書や、過去に政府が頒布した宣伝物など、入手困難な歴史資料も多数含まれている。

また、第一審の証拠調べにおいては、水島朝穂教授（早稲田大学・憲法学）の証人尋問も実施し、防空法制が原告ら戦時中の国民に与えた影響を立証した。

われわれ上告人らおよび弁護団は、これら多数の証拠を最高裁判所において入念に検討していただくよう切に望んでいる。証拠をみれば、被告国が国内法規および行政施策によって、直接に国民に対して義務を課し権利を制限して空襲被害を拡大させたことが容易に理解できる。その各証拠一つ一つの重みを受け止めていただきたいと強く求めるものである。

(3) 第一審・控訴審の事実認定を重く受け止めていただきたい

防空法制について、第一審および原審は詳細な事実認定をしている。これも、本件が東京大空襲訴訟と大きく異なる点である。

すなわち、防空法制により「事前退去をすることが事実上困難といい得る状況」が作出されたこと（一審判決39頁）、被告が焼夷弾の脅威を過少に宣伝したので、「これを信じて早期に避難せず初期消火に当たった国民が、その分危険な状況に置かれた」こと（原判決29～30頁）、防空壕（待避所）につ

いても、国の指導により「簡易で安全性の低い待避施設が全国で設置されるようになった」こと（一審判決15頁）などが認定されている。また、疎開政策についても、「当時の疎開政策は、あくまでも国土防衛の目的から策定されたものであり、生産、防衛能力の維持に必要な人材に対しては、疎開を原則として認めないものとし、これらの者に対しては身を挺して防火に当たるよう求める一方で、上記防空に足手まといとなるような老幼妊産婦病弱者は優先的に疎開させるという方針を同時に示しているものであり、無条件に国民の疎開を押し進めるものではなかった。」と認定し（原判決31～32頁）、疎開によって空襲の危険を避けることができたという国側の主張を斥けた。

さらに情報統制についても、「予想される空襲における空襲目標、爆弾の種類や投下方法、空襲機数及び頻度などについての軍の判断を一般国民に伝達しないものとされ、現実に空襲が開始された後も、新聞等ではその被害の実態は正確に報道されず、空襲被害者が、報道等によって他の空襲被害の実態を正確に知ることはできない状態にあった」と認定した（一審判決15頁）。

下級審がこれら防空法制について事実認定したのは司法史上はじめてのことである。最高裁判所において、こうした事実認定を前提として戦後補償に関する審理および判断がなされた前例は存在しない。本件は、東京大空襲訴訟と同様に棄却されるべき事案ではなく、司法の最高府として戦後初めて問われた法的課題に正面から答えるべく充実した審理がなされるべきである。

本日の要請に出席している上告人森永常博も、1945年（昭和20年）3月13日夜の大阪大空襲のとき、父が「女と子どもは危ないから逃げなさい」と言って自分だけが隣組の一員として猛火の中に居残った。父は、母に向かって「私は男だから大丈夫。常博をくれぐれも頼む。」と言いながら道路の角まで見送ってくれた。それが、上告人森永が最後にみた父の姿であった（甲D13号証の1）。親が子供と一緒に逃げることも許されず、猛火の吹き荒れる空襲下に取り残された。このような悲劇を二度と繰り返さないためにも、下級審

の事実認定を正面から受け止めた真摯な判断をしていただきたい。

(4) 補償の格差についても詳細な主張をしている

東京大空襲訴訟と本件との違いとして、軍人と民間空襲被害者との補償の格差について上告人らが詳細な主張を行い、それが事実認定された点がある。

東京大空襲訴訟の弁護団は、軍人軍属の補償には「数十億円もの国家予算」が投じられていると主張した。これに対して本件では、軍人と民間人の一人あたりの公的給付額の違いを具体的な金額で示した。つまり、「国家予算額の比較」ではなく「各人が受けられる給付額の比較」によって具体的な差別の実態を主張したのである。そして、これは原審において事実認定された（原判決 8～10 頁）。これは東京大空襲訴訟とは大きく違う点である。

また、各種の法改正や通達によって戦後補償を受ける対象が大幅に拡大されていく過程を具体的に主張し、民間空襲被災者だけが救済から取り残された事実を、多数の証拠によって主張・立証したのも本件がはじめてである。これについても、一審判決において詳細に事実認定されている（一審判決 18～19 頁、21～22 頁）。

大阪空襲訴訟は、弁護団による調査および資料収集の内容および分量が東京大空襲訴訟とは大きく異なっている。そうした相違点についても、十分に考慮していただきたい。

2 多くの国民が大阪空襲訴訟を注視している

(1) 防空法制に対する注目の高まり

今春まで放送されたNHK連続テレビ小説「ごちそうさん」では、主人公の夫が「空襲のときは火を消さずに逃げろ」と言ったために逮捕される場面が放送された。出演者のセリフにも「防空法」という言葉が登場した。

以下の新聞紙上でも防空法制についての論説や取材記事が掲載された。

2014年（平成26年）

2月20日付	中国新聞	コラム「論」
3月3日付	日本経済新聞	コラム「春秋」
3月3日付	東京新聞	特集記事
3月9日付	信濃毎日新聞	コラム「斜面」
3月13日付	朝日新聞（大阪朝刊）	特集記事
3月31日付	朝日新聞（東京夕刊）	特集記事

また、本年5月19日には、参議院決算委員会において田村智子議員が本件一審判決および原判決を引用して空襲死没者の実態調査を求める質問をした。この中継映像はテレビやインターネットで公開され、質問のなかで紹介された「焼夷弾は手でつかんで投げればよい」と政府が宣伝していた事実に対しては、多くの市民から驚きの声があがっている。

とりわけ、特定秘密保護法についての世論の関心を背景に、「空襲についての情報統制がなされていた事実は、現代の表現の自由をめぐる課題や教訓にもつながる」という指摘もあり、防空法制と本件訴訟は広く関心を集めている。最高裁判所が国民の期待に応えた真摯な判断をされることを切に願うものである。

（2）空襲被害者の救済に向けて、司法への期待は高まっている

2011年6月5日に結成された「空襲被害者等援護法（仮称）を実現する議員連盟」には与野党の国会議員が多数参加し、本年3月5日に開かれた院内集会では、鳩山邦夫衆議院議員が「国の責任で起こした戦争で被害を受けた軍人軍属の方に救済の仕組みがあって、一般の空襲被害者の方には何の仕組みもないのはおかしい。」と挨拶し、議員連盟として活動していく決意を述べた。

日本弁護士連合会も、空襲被害者救済立法を実現する運動をより強めていくため調査研究や学習会を繰り返し行っており、近日中に立法運動の方針が具体化されることとなっている。

地方議会では、空襲被害者等援護法（仮称）を求める意見書を採択する動きが広がっている。最近の例は以下のとおりである。

東京都　　三鷹市、立川市、東村山市、八王子市、調布市
大阪府　　吹田市、田尻町
長崎県　　佐世保市

このように、戦後69年を迎える今年、あらためて空襲被害者の救済に対して注目が集まっている。最高裁判所が、国民の期待に応えて説得力ある判断をしていただくよう、心より願ってやまない。

3 最後に

このたび、カメラマン小原一真氏が本件上告人らを撮影した写真集「silent histories」が完成したので提出する。原告らの幼少時の姿、空襲で亡くなった家族の姿、空襲により傷つけられた身体の痕跡などが撮影されており、苦難の人生が刻まれた作品となっている。

第一審で提出済みの証拠にも、上告人安野輝子の脚の切断面（甲D1号証の15）、上告人濱田栄次郎の手足の火傷および変形（甲D9号証の12・13）などの写真がある。上告人藤原まり子の幼少期、不自由な足に苦悩していた当時の写真も陳述書（甲D11号証の1）に収められている。これらの写真を通して、上告人ら一人一人の苦難の道のりに思いを寄せていただき、空襲被害者の救済を一步前進させる判断をしていただくよう切に求める。

以上